

教員の養成に係る教育の質の向上に係る取組に関すること

(第 22 条の 6 第 6 号)

- 1 教職に係る科目においては、アクティブラーニング等を取り入れ、グループディスカッションやプレゼンテーションを通して、コミュニケーション能力や課題解決力の養成に取り組んでいる。
- 2 地域の小・中・高等学校と連携し、教員を目指しているすべての学生が毎年授業参観を行い、教科指導力の向上を図っている。また 2 年生、3 年生では教職インターンシップを多く取り入れ、教育現場において実践的指導力を身に付けている。
- 3 使命感や責任感をもった教員の養成、そして豊かな人間性を身に付けた教員を養成するために少人数教育を多く取り入れ、教員とすべての学生が真剣に向き合ってきめ細かい指導を行っている。